

今夏休み車両乗入規制 の実施見送る

六月二三日、本年度第二回目の山岳利用対策協議会が開催され、GW期間中の活動報告及び夏休み期間中の対策について協議しました。

会議ではまず、GW期間中に行った縄文杉周辺での監視指導と有料シャトルバスの運行による荒川林道入口での一般車両乗入規制について結果報告がありました。

特に、シャトルバスの運行については、今回が初めての試みであったため、プレス発表が遅くなり利用者への周知徹底が完全にできなかったこと、規制時間の午前五時前には乗り入れがあり、駐車場でバスの回転ができなかったこと

と、バス運転の許認可手続の關係で一部の業界から不信感を買ったこと等が反省点としてあげられました。来年の実施に当たっては、これらの反省点を踏まえた上で、問題が生じないよう実施の方向で検討することとなりました。

次に、夏休み期間中の対策について協議し、車両乗入規制については、今夏での実施は見送ることになりました。また、夏休み縄文杉の監視指

導のあり方については、施設の整備が進み、状況が変化しているため、再検討を要するとの意見がございましたが、これまでどおり関係機関で協力して行うこととなりました。

その他、協議会構成員の見直しについての意見がございましたが、必要に応じオプザーバー的参加は認めるものの、本協議会の公的資格からして新たな構成員の追加はしないことになりました。

森林 パトロール実施

【縄文杉・宮之浦岳】

GWに縄文杉・六月月上旬に宮之浦岳の森林パトロールを行いました。

私の屋久島

森への一歩

手塚賢至さん
(ヤクタネ! 調査隊代表)



山へは、神様の挨拶をねがひたい。山の手を合わせ、お話を聞きたい。一日の過ごし方を、折々にお話しさせていただきます。

絶滅危惧種ヤクタネゴヨウの木を調査する活動は、自然の結晶です。生物多様性を保全する目的は、自然の恵みを守ることです。絶滅危惧種ヤクタネゴヨウの木を調査する活動は、自然の結晶です。生物多様性を保全する目的は、自然の恵みを守ることです。

屋久島は森林環境 保全のモデルケース

保全センターには、屋久島での森林環境保全の在り方・森林レクリエーション施設の整備状況等を視察する目的で、多くのの方々来所されています。

視察者に対しては、「保全センターの森林環境保全に対する取り組み方」等について説明し、世界自然遺産地域の現状と保全活動について理解を深めてもらう様努力しています。

屋久島の植物



モウセンゴケ
(もうせんごけ科)

日当たりのよい湿地に生える食虫植物。葉は根生で、表面に多数のネバネバした腺毛が生え、小さな虫はこれに触ると動けなくなり腺毛から分泌する液で消化される。

夏季葉の間から十五〜二十センチの花茎を出し五〜六ミリの白い花を付ける。

縄文杉は、GW期間中であつたため、多くの登山者が訪れ、感動のあまり大声で歓声をあげるなど展望デッキの上は大賑わいとなつていました。ただ残念なことは、縄文杉付近にある東屋の中で焚き火をした後が見られました。〇cmほど焦げていました。こういった施設は、沢山の人が

利用するものですから、一人一人がマナーを守って利用して頂きたいと思えます。

宮之浦岳は、シャクナゲの花が少ないながらも、登山者の目を惹かせていました。日帰りの登山者が多く、軽装備が目立ちましたが、登山の際には十分な装備、余裕をもった計画で望んで頂きたいと思えます。

検討委員会 開催について

九州森林管理局では、絶滅危惧種であるヤクタネゴヨウの保全を目的とした「ヤクタネゴヨウ保全検討委員会」を熊本で七月二五日、また

「ヤクタネゴヨウ保全検討委員会」を屋久島で七月二六日、二八日(現地検討会含む)に開催します。



特に地方自治体等の担当者、材価の低迷・林業労働者の高齢化が進む中で、屋久島の森林環境保全に取り組むべく、視察されるケースが多くなっています。

保全センターでは、今後もこうした視察者の目的の助成になればと積極的な対応を行います。

国有林野入林の際のお願い

屋久島が平成5年12月に世界自然遺産に登録されて以来、観光客の増加に伴い国有林野への入林者も年々増加の傾向にあります。

国有林野で各種イベント・新聞・テレビ・雑誌の取材等及び学術研究のための調査等を行う際には、「国有林野入林申請書兼請書」で申請し入林許可が必要です。(ただし、一般の方が国立公園施設の登山道・自然休養林・国との契約提携等による森林へ入林される場合は除きます。)

また、「屋久島森林生態系保護地域」での調査等の際には「保護林調査申請書」も併せて申請し許可を取って頂くことになります。

お手数ですが、ご協力よろしくお願ひします。

1 屋久島国有林への入林申請

- (ア)申請先 屋久島森林管理署及び屋久島森林環境保全センター
- (イ)提出書類 「国有林野入林申請書兼請書」
※テレビ等の取材での入林の際には簡単な企画書添付

2 屋久島森林生態系保護地域内での調査等の入林申請及び保護林調査申請

- (ア)申請先 屋久島森林環境保全センター
- (イ)提出書類 「国有林野入林申請書兼請書」及び「保護林調査申請書」

3 入林許可条件

- (ア) 入林者は常に許可証を携帯し、森林管理署員の要求があった場合は許可証を提示すること。
- (イ) 標識の設置等をしようとする場合には、森林管理署長の指示を受けること。
- (ウ) 測量等のため支障木の伐採または、土石の採掘を必要とする場合はあらかじめ届出をし、森林管理署長の指示を受けること。
- (エ) 予見し難き事情により止むを得ず支障木を伐採したときは、遅滞なく森林管理署長に届出て、その指示を受けること。
- (オ) 伐採木竹の処分は、森林管理署長がこれを行うこととし、売払いのできなかつた場合及び土石の採掘については、森林管理署長の定める価格を賠償すること。
- (カ) 前項の賠償を森林管理署長の指示する日までに納付しないときは、森林管理署長の定める延滞違約金を納付すること。
- (キ) 山火事が発生しないよう火気には十分注意すること。
- (ク) 入林するときは、入林前に入林者の住所氏名をすみやかに森林事務所森林官へ届出ること。
- (ケ) 入林目的が終了したときは、入林許可証を添付して、森林事務所森林官へ届出ること。
- (コ) 入林期間の延長を必要とするときは、森林管理署長又は森林事務所森林官に書面をもって届出ること。
- (サ) 入林者において不法行為のある場合は、入林を禁止されても異議ないこと。
- (シ) 入林は、自己の責において行うこととし、万が一事故が発生しても森林管理署(施設管理者)に責任を問わないこと。また、最善の安全確保を図ること。

4 遵守事項等

《 登山道でテレビ等の取材をする場合 》

(ア) 登山道で撮影等される場合はあくまでも一般の登山者が優先です。撮影の協力を呼びかける等の措置をとりスムーズな誘導に心がけ、登山者の支障にならないように注意して下さい。

(イ) 登山道以外の森林に立ち入る時は、その旨届け出て許可を取って下さい。

なお、森林生態系保護地域内は、原則として立入禁止としています。

※ 荒川登山口(通称)～縄文杉ルートへの取り扱い

この間の森林軌道(トロッコ)敷は、もともと国有林の木材搬出専用施設です。荒川口から縄文杉へ至る代替歩道が確保できないため、当面の間、やむを得ず急増している登山者の歩道利用に供されていますが、危険な箇所もあるところです。

このため、この間の森林軌道敷を登山ルートとして報道されることは、視聴者等の誤解を招くおそれがありますので、この間での撮影はご遠慮下さい。

ただし、番組の都合上どうしても報道せざるを得ない場合は、上記の考え方をご理解のうえ報道して下さい。

《 屋久島自然休養林及び風景林内でテレビ等の取材をする場合 》

(ア) 林内(休養林内のみ)で撮影等をされる場合は、必ず管理人に入林許可証を掲示し撮影内容を説明してから入って下さい。

(イ) 休養林・風景林の目的を十分理解していただき、一般客の支障にならないように注意して下さい。

(ウ) 周囲の森林及び生態系保護のため既設の通路(歩道)以外には絶対に入らないで下さい。

《 森林生態系保護地域内 》

(ア) 森林生態系保護地域保存地区

森林生態系保護地域保存地区においては、森林生態系の厳正な維持を図ることを目的とし、原則として人手を加えずに自然の推移にゆだねることとしているので、入林の際は、火気使用、空き缶投棄等、その生態系を壊すような行為は絶対にしないで下さい。

(イ) 森林生態系保護地域保全利用地区

森林生態系保護地域保全利用地区においては、保存地区の森林に外部の環境変化の影響が直接及ばないよう緩衝の役割を果たす地区であるので、保存地区同様細心の注意をはらって下さい。